



朝採りトウモロコシ（上瀬谷農業専用地区）

- 地の声 ●建議の検討 ●農地利用状況調査の実施 ●農地法第3条許可権限移譲 ●事務局紹介
- 事務処理状況 ●担当地区紹介 ●横浜市からのお知らせ ●農を考える

横浜市でも平成21年度から水田保全契約奨励事業が始まった。さらにその動きを広げ、農家の努力だけに頼らず、市民と横浜市の各部署が力を合わせ、身近に水田のある風景を次の世代に残していきたいものである。

正しいのだろうか。  
市内農家の経営規模では、米を販売しても、全く採算が合わず、国内の他地域や外国産米を買って食べた方が合理的だという。経済的な理由だけで、水田耕作をやめざるを得ない状況は正しいのだろうか。

しかし、市内の水田面積はわずか200haにまで減少している。なぜ、多くの恵みをもたらす水田が減っていくのか。  
市内農家の経営規模では、米を販売しても、全く採算が合わず、国内の他地域や外国産米を買って食べた方が合理的だという。経済的な理由だけで、水田耕作をやめざるを得ない状況は正しいのだろうか。

強い日射しに、水稲が青々と育ち、水田を吹く風に清涼感を感じる季節になった。  
水田は米の生産だけでなく、農家による水の管理やあぜ草刈りなどにより、多種多様な生物や植物を生み出す場になり、季節ごとに日本人の原風景を提供し、祭礼などの文化を生んできた。

地の声



## 建 議 の 検 討

「平成25年度県農林業施策並びに予算に関する建議」については、両農業委員会からご提出いただいた内容について、食料自給率目標の達成、TPP交渉参加への反対、食の安全と安心の確保、女性農業者の参画促進の環境づくり、農地の確保・保全や多面的機能の発揮、担い手支援など、新規・継続合わせて58件の要望に併せた内容を、5月18日に開催された農業委員会連合会理事会での審議を経て、横浜市農業委員会連合会長名で神奈川県農業会議に提出いたしました。

また、ご提案された内容の一部については横浜市に対する要望として扱わせていただきます。なお、「平成25年度税制改正要望」については、3月中に両農業委員会から神奈川県農業会議に直接提出済みです。



## 平成24年度農地利用状況調査の実施

農地法第30条に基づき、農業委員会では遊休農地（耕作放棄地）の解消に向けて、毎年1回農地の利用状況調査を実施しています。今年度も次のとおり調査を実施します。農家の皆様の農地に立ち入り調査する場合がございますので、ご協力をお願いします。

	平成24年度の予定	平成23年度の実績(参考)
調査実施期間	7月～12月	8月～12月
調査対象地域	農振農用区域内農地(約1000ha)	農振農用区域内農地(約1000ha)
遊休農地と思われる指導が必要な農地		82筆、4.39ha

## 農地法第3条の許可権限が農業委員会に

農地の売買や貸借には農地法第3条の許可が必要です。これまで農業委員会の管轄外の農業者や法人が権利を取得する場合は、県知事の許可となっていました。地方分権を推進する流れに沿って、平成24年4月から、農地法第3条の許可の全てを各農業委員会が決定することとなり、手続きが迅速化されました。

詳しくは農業委員会事務局におたずねください。

## 農業委員会事務局からのお知らせ

～南西部農業委員会事務長が変わりました～

中央農業委員会	
事務長	渡辺 憲一
農地係長	関根 伸昭
南西部農業委員会	
事務長	新任 浦野 寛充
農地係長	江成 卓史

## 事務処理状況 中央農業委員会

	耕作目的の 売買・賃借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域 の転用 4・5条届出	相続税納税 猶予・適格 者証明 (入口)	相続税納税 猶予・利用 状況確認 (20年明け)
第8回農地部会 3月26日	3件 3,909㎡	7件 3,181㎡	53件 17,794㎡	1件 1,122㎡	1件 7,642㎡
第9回農地部会 4月26日	5件 5,690㎡	8件 4,492㎡	73件 35,921㎡	1件 3,147㎡	1件 5,055㎡
第10回農地部会 5月25日	2件 1,720㎡	6件 2,224㎡	64件 30,752㎡	0件 0㎡	2件 14,823㎡

## 事務処理状況 南西部農業委員会

	耕作目的の 売買・賃借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域 の転用 4・5条届出	相続税納税 猶予・適格 者証明 (入口)	相続税納税 猶予・利用 状況確認 (20年明け)
第9回総会 3月26日	1件 5,403㎡	6件 2,202㎡	48件 24,837㎡	1件 5,311㎡	3件 20,455㎡
第10回総会 4月26日	0件 0㎡	6件 6,366㎡	42件 21,500㎡	2件 11,809㎡	3件 24,687㎡
第11回総会 5月25日	1件 195㎡	5件 4,295㎡	36件 16,015㎡	5件 24,065㎡	1件 5,976㎡

\*受付件数並びに面積 \*小数点以下四捨五入



## 7 新治地区 (中央農業委員会)

新治地区は、緑区の鶴見川右岸流域と保土ヶ谷区の北部で、鴨居東本郷農業専用地区、鴨居原農業専用地区、西谷農業専用地区の一部と丘陵地等の畑で露地野菜中心に栽培しています。

また、三保市民の森、新治市民の森、県立四季の森公園等、大きな緑地があり、まさに緑区区名の由来となっています。一方で、大規模ベッドタウンでもあります。

農業環境を取り巻く、後継者・高齢化・税制等の様々な課題は共通かと思われませんが、都市化の中で農地を含め貴重な緑地空間を維持し、後世に引き継ぐことが私たちの大事な役目ではないかと考えます。農地も「所有」から「使用」にと大きく方向転換され、政策的にも種々制度があります。これらの制度活用や農地の利用状況の情報共有を進め、各農家の現状、今後の経営方針に則した農地使用が円滑に進展されることを望み、これに努力したいと考えています。



くぼた こうじ  
久保田 耕司



くしだ すずむ  
申田 進



すずき せいいち  
鈴木 清一

## 8 中川地区 (中央農業委員会)

この地区は港北ニュータウンエリアであり、年々市街化が進む中で農業を継続していく事が難しくなって来ています。

確かに建物に隣接する農地も多く、住民の理解や協力が無ければ農業堆肥を使用できなかつたり、畑での焼却にも苦情が寄せられたりと街ゆえに様々な問題も起こります。直売や流通に関してはプラスな面も有りますが、都市農業の難しさを感じずにはいられません。

しかし、そんな中であっても農業を継いでいこうという若者の決意を耳にします。農業に魅力・喜び・生きがいを持つやる気のある若者と出会うと、我々もその輪の中に居たいと思うのです。畑や施設等で汗して働く者同士には共感できる苦労があります。心細くなりがちではありますが、わかり合える仲間と共に都市農業をこれからも築いていきたいです。農業委員として多くの方と接し、学ばせていただくことのほうが多い我々ではありますが、今後も精進してまいります。



きし じゅんいち  
岸 純一



くりはら いちろう  
栗原 一朗

## 9 和泉地区 (南西部農業委員会)

和泉地区は和泉町の全域で、面積は泉区の約36%を占めています。南北に長い地域で、中央に位置する相鉄線いずみ野駅の近隣には、農業専用地区が続いています。平らな農地にはキャベツ畑があり、春には畑いっぱい緑が広がります。

和泉地区では鳥獣被害が多く、カラスやハクビシンによる農地への被害もあり、網などの対策を行っています。また、農地面積が広いため、農地をもてあましている方々も少なくありません。なかなか借り手が見つからず、売買もできずにいます。不耕作地解消を目指すなか、この問題はかなり深刻になってきています。

農業委員として農家の方々の声を行政に届け、不耕作地と農業者の負担を減らすため、働いてまいりたいと思っております。



よこやま としお  
横山 利男



あんざい けんいち  
安西 賢一



しみず あきお  
清水 明雄



## 農業後継者育成奨励事業の 申出募集のお知らせ

横浜市では農業後継者の育成確保を図るため、研修受け入れの農業者と研修を受ける農業後継者を対象に支援を行っています。農業後継者の研修受け入れを予定されている方、研修の受講を希望する農業者後継者の方はお問い合わせください。

平成24年度から奨励金の支給対象を、研修を受講する農業後継者にも広げました。

### 対象者

**研修者** (研修受け入れの農業者) :

横浜市内に住所を有する農業者

**研修生** (研修を受ける後継者) :

市内に住所を有し、市内に就農または就農予定の後継者 (就農後、5年以内の農業後継者。研修場所は市外でも可。)

### 研修日数及び奨励金額

短期研修は3日以上 (半日単位では6回以上)

長期研修は30日以上 (1日4時間以上)

	短期研修者	長期研修者	短期研修生	長期研修生
研修日数	3日(6回)以上	30日以上	3日(6回)以上	30日以上
奨励金額	30,000円	100,000円	15,000円	50,000円

### 問合せ

環境創造局農業振興課担い手支援担当

☎ 045-711-0636

## 横浜みどりアップ計画 (新規・拡充施策) ～平成23年度までの成果をご報告します～

平成21年度から始まった横浜みどりアップ計画 (新規・拡充施策) は、市域の緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、「横浜みどり税」を一部財源として推進しています。

この計画は、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」を3本の柱とし、市民・団体・行政が一緒に取り組んでいくものです。

これまでの3か年の成果を報告します。

※カッコ内の数値は、平成23年度に取り組んだ成果を表します。

**樹林地を守る** 樹林地の指定: **309.9 ha** (104.6 ha)

※309.9ヘクタールは、横浜公園約50個分の面積になります。

**農地を守る** 水田の保全: **109.7 ha** (10 ha)

**緑をつくる** 園庭や校庭の芝生化: **延べ98か所** (27か所)

詳細は、環境創造局「横浜みどりアップ計画」ホームページへ

### 問合せ

環境創造局みどりアップ推進課

☎ 045-671-2712 ☎ 045-224-6627

E-MAIL: ks-midoriup@city.yokohama.jp



## 農薬は、対象作物や用法を守り、 適正に使用しましょう。

農産物から基準値を超える農薬が検出されると、産地としての信頼を失うばかりではなく、当該農産物の回収や廃棄処分など、生産者自身の負担も大きなものとなります。

● 問合せ 環境創造局農業振興課担い手支援担当 ☎ 045-711-0636

## 農を考える

### 新規参入者と共に 遊休農地の解消を!



平成22年の農林業センサスでは、この5年間に横浜市内で耕作放棄地が5ヘクタール増加しています。これまでの遊休農地の解消策は、地域の担い手農家への貸付けが主でした。しかし、農地法の改正により農業委員会が毎年、農地の利用状況を調査することとなり、遊休農地の解消に向けて待ったなしの対応が迫られています。現状では対策が十分とは言えません。

そこで、最近増えつつあるのが、農外から新規参入する個人や法人です。

内でも13人の個人と8件の法人が市の仲介等により農地を借入れ耕作を開始しています。農地の貸借(利用権設定)に占める新規参入の面積は1割以上に達してきました。

参入者は、減農薬・減化学肥料の指向が強く、インターネット販売などで顧客確保に努め、法人の場合は、外食産業の子会社等独自の販路を持っています。また社会福祉法人やNPO法人が施設利用者の就労や健康のために、農作業に取り組み事例等が横浜市の特徴です。

農業委員会では新規参入を受け入れる際に、農地を適正に利用管理できるか、地域の農家と協調して営農できるかなど、地域事情に精通した農業委員の視点から、慎重に審査や助言を行っています。農地所有世帯の高齢化が進む中で、農地の良好な耕作を支え地域の農業を維持・発展できるように、農業者の皆様には、同じ農業を志す者として、後輩を育てる視点から温かく助言・指導をお願いします。